

呉服小ナビ

令和7年度保存版

保護者のためのガイドブック



いけだ学園

池田市立呉服小学校

「呉服小ナビ」保存版の発行に寄せて

この冊子の内容は、2月実施の入学説明会におきまして、次年度新1年生の保護者の皆様にお話している事柄です。学校の概要や教育目標、年間行事や日課表、必要経費など、学校に関わる各種のお知らせや案内を一冊にまとめたものです。必要に応じて、ご活用ください。

とりわけ、学校生活における「きまり」については、保護者・地域の皆様にもお知りおきいただき、共通理解の上、指導にあたることができればと思っております。例えば、登校時間を、8時から8時20分の間と決めておりますが、早過ぎる子、遅過ぎる子がいます。また、“学校へ自転車に乗って遊びに来ること”や、“運動場でお菓子を食べること”は、当然のことながら、禁止しております。「いらぬものは持って来ない」ことについては、バレンタインチョコなど、かつて曖昧になっていた事例があったこともあり、学習活動に必要なものは持って来ない指導を、徹底しているところです。

それぞれの「きまり」には、みんなが安全で、安心して、気持ちよく過ごせるための理由があり、児童会や学級会でも、繰り返し確認するようにしています。保護者・地域の皆様にも、「きまり」を守ることの指導に、今後ともご協力いただきますよう、お願い致します。

なお、今回発行の「呉服小ナビ」は、お子さまの卒業までご活用いただく保存版として作成させていただいております。内容に変更が生じた場合は、その部分をお知らせしますので、その際は、ご面倒をおかけしますが、訂正・加筆等をお願い致します。

学校は、これからも、家庭・地域としっかりと手をつなぎ、子どもたちの頭と心と体を鍛え、健やかな成長を支えていきたいと思っております。ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

令和7年(2025年)2月 学校長

も く じ

○ 呉服小ナビ発刊にあたって	
○ 学校の概要と沿革	1
○ 学校教育目標	3
○ 呉服小学校の1年（主な行事）	4
○ 呉服小学校の1日（日課表）	5
○ 学校生活について	6
○ 服装・持ち物などについて	7
○ 新1年生 入学までに	9
○ 入学について	11
○ 緊急時の登下校について 一台風や地震などがおこったとき	12
○ 転出入について	13
○ 学校に必要な経費	15
○ 就学援助制度	17
○ 呉服小の教育活動	19
○ 教科書	23
○ 放課後の活動	24
○ 呉服小学校PTA規約	25
○ 呉服小学校いじめ防止基本方針（概要版）	31
○ 教育相談	36
○ 呉服小学校教室配置図	38
○ くれは小学校スタンダード（くれタン）	39
○ 呉服小学校通学路図	40

※ 本ナビの内容は、令和6年度のものに基づいています。内容により新年度になって変更する場合もあることをご了解ください。

学校の概要と沿革

本校は、昭和14年(1939年)、池田尋常高等小学校(現池田小学校)から分離し、大阪府豊能郡東雲(しのめ)小学校として誕生しました。同年、池田市制施行とともに、池田市立呉服小学校と改称しました。翌15年(1940年)3月には、新校舎の落成式が行われました。

校区は、阪急池田駅南側地域で東西に広く、古くからの閑静な住宅街や高層住宅が立ち並ぶ地域、池田駅周辺の商業地、ダイハツ工業池田工場などもあり、商工業地、住宅地が混在しています。

沿革のあらまし

昭和

- 14. 4. 1 本校創立
大阪府豊能郡東雲小学校と称し、池田小学校校舎の一部を借受け授業開始
- 14. 7. 25 保護者会結成総会
- 14. 8. 1 校名を池田市立呉服尋常小学校と改称
- 22. 2. 4 学校給食開始
- 22. 4. 1 校名を池田市立呉服小学校と改称
- 23. 2. 22 現校歌を制定。吹奏楽部創設発表学会
- 23. 5. 1 P T A創設結成式
- 24.10.16 本校同窓会発会式
- 30.10.20 大津市への校外指導で台風に遭い、大津市立長等小学校に避難。手厚いもてなしを受ける。
- 30.12. 6 大津市立長等小学校を親類学校として、第1回親善交歓会を長等小学校で開く。(以後平成21年まで開催)
- 36. 4. 29 1000人(現「3000人」)の吹奏楽に出場(以後毎回出場)
- 37. 1. 17 アマチュア・トップ・コンサートに出演(以後毎回出演)
- 37. 8. 31 本館第1期工事及び第2期工事(12.12)完工
- 38.12.25 吹奏楽部後援会結成
- 43. 6. 14 第3期工事完工(音楽堂竣工)
- 44. 4. 14 現プール完工式
- 45. 2. 10 大阪府小学校道徳教育研究会を本校で開催
- 45. 3. 15 日本万国博覧会オープニングパレードに出演
- 47.11.14 大阪府指定特別活動研究発表会
- 50. 7. 20 臨海学舎(6年)を池田市立少年自然の家で開設(以後平成18年まで少年自然の家)
- 50. 9. 17 自然学舎(5年)を池田市立少年自然の家で開設(以後平成18年まで少年自然の家)
- 52. 3. 17 「10年後に会いましょう」タイムカプセル収納庫除幕式
- 53. 3. 24 新設池田市立神田小学校就学児童とのお別れ会
- 57.12. 4 第1回もちつき大会を実施(以後毎年実施)
- 61. 3. 14 現体育館兼講堂完成
- 61. 3. 22 第1回「10年後に会いましょう」開扉式(以後毎年実施)

平成

- 1.11.10 創立 50 周年記念式典挙行
4. 1. 22 第 1 回呉服祭り「夢工場 92」開催 (以後毎年開催)
9.10.26 第 52 回なみはや国体秋季大会卓球競技開会式典に参加
10. 4. 19 PTA コーラス結成 30 周年記念コンサート
10. 9. 5 創立 60 周年記念航空写真撮影
11. 2. 17 大阪府体力づくり優良校として表彰を受ける。
11. 3. 14 吹奏楽部創設 50 周年記念定期演奏会
17.1.28 池田市教育委員会「特色ある学校園推進事業」として研究発表をする。(以後毎年実施)
17. 4. 12 学校教育目標を改正する。
17. 10. 12 第 50 回記念「長等小学校との親善交歓会」を実施する。
18.3.31 なかよし交歓 50 周年記念誌「親類学校 50 年」発行
20.3.29 音楽堂リニューアル工事完工柿おとし(池田市教育委員会に移管)
21.2.27 創立 70 周年記念誌 同記念全校集会
22.7~9 本館校舎耐震補強工事(第 1 期)
22. 7. 7 吹奏楽部がシンガポール・ユース・フェスティバルで模範演奏
22. 10. 15 校舎耐震補強工事第 1 期完工
22.11.20 全日本小学校バンドフェスティバル銀賞受賞
23.7~9 本館校舎耐震補強工事(第 2 期)・空調設備設置
25.8.17 関西バンドフェスティバル金賞受賞
26.11.22 全日本小学校バンドフェスティバル銀賞受賞
27.11.21 全日本小学校バンドフェスティバル銀賞受賞
28.11.19 全日本小学校バンドフェスティバル銀賞受賞
29.9.30 本館東トイレ改修工事完工
30.12.9 吹奏楽部創立 70 周年記念演奏会(アゼリアホール)

令和

- 1.5.30 創立 80 周年記念航空撮影
1.8.25 関西バンドフェスティバル金賞受賞
3.11.20 全日本小学校バンドフェスティバル金賞受賞
4.11.19 全日本小学校バンドフェスティバル 2 年連続金賞受賞
5.11.3 日本管楽合奏コンテスト銀賞受賞
6.11.3 日本管楽合奏コンテスト金賞受賞

池田市立呉服小学校校歌	
作詞 呉服小学校	
作曲 橋本 国彦	
一、	さつきの山に陽があかく かすみ花におうとき 野辺に若草もえるよう 栄えゆく日をたたえつつ 希望の光 仰ぎみる あかくれは わが学び舎
二、	猪名の流れの水清く あお雲ちぢに輝けば あかねにもみじ映えるよう ほまれある日を望みつつ 理想をとにかかげゆく あかくれは わが学び舎

学校教育目標（令和6年度）

1. 教育目標

「豊かな心と自ら学ぶ意欲を育てる」

2. 教育方針

人権尊重の精神を基調とし、安全・安心な教育環境のもと、予測困難な社会の変化に対応できる児童の育成をめざして、個に応じたきめ細やかな指導と共に、創意活力に満ちた教育に努めるとともに、特色ある学校づくりをめざして、知・徳・体の調和のとれた教育に努める。

3. 本校がめざす教育像

①子ども像

- 自ら学び、表現する子ども
- 感性豊かな、たくましい子ども
- 仲間を大切に、協力できる子ども
- 最後までがんばる子ども

②教職員像

- 豊かな人間性で教育的愛情をそそぐ教職員
- 向上心を持ち、専門的実践力を発揮できる教職員
- 組織の一員として、ともに歩む心で職務を遂行する教職員

③学校像

- 子どもが安心して学び、生活できる学校
- 教職員が意欲と誇りをもって仕事ができる学校
- 保護者・地域から信頼され、開かれた学校

④授業像

- 豊かな学びをつくる授業
- 豊かな心を育む授業
- 確かな学力をつける授業

呉服小学校の1年（主な行事）

月	主な学校行事	保健関係、その他	月	主な学校行事	保健関係、その他
4月	入学式、始業式 新入生歓迎会 (新1年生と2～6年生) 1年給食開始	内科検診 発育測定 尿検査	10月	校外学習 火災避難訓練	6年連合競技大会 (市内) 視力検査 くれはまつり
5月	地域訪問 校外学習 授業参観・学級懇談 一斉下校訓練	歯科検診、心臓検診 耳鼻科検診 聴力検査、視力検査 モアレ検査 エックス線撮影	11月	音楽学習発表会 芸術鑑賞会 不審者対応訓練 公開研究発表会	連合音楽会(市内) 連合美術展(市内) 
6月	5年自然学舎 6年修学旅行 プール開き 保護者引渡し訓練 個人懇談	眼科検診 	12月	個人懇談 ジョギング大会 終業式	
7月	プール納め 終業式		1月	始業式 6年中学校体験入学 地震避難訓練 なわとび週間	発育測定
8月	始業式		2月	入学説明会 (新1年体験入学) 国際理解全校集会 授業参観・学級懇談会	
9月	授業参観・学級懇談会 運動会	市内課題展・理科展 発育測定	3月	6年生を送る会 給食終了 卒業式 修了式	クラブ音楽発表会 (市内)

基本的に**令和6年度**を基にしていますので、多少異なる場合もあります。

詳しくは、「学校だより」や
「学年だより」でお知らせします。



呉服小学校の1日（日課表）

《 1日の暮らし 》

登校	8:00 ~ 8:20
児童集会(月) 朝の会	8:30 ~ 8:45
1時間目	8:45 ~ 9:30
休憩	9:30 ~ 9:40
2時間目	9:40 ~ 10:25
休憩	10:25 ~ 10:45
3時間目	10:45 ~ 11:30
休憩	11:30 ~ 11:40
4時間目	11:40 ~ 12:25
給食準備	12:25 ~ 12:35
昼食	12:35 ~ 12:55
給食片付け	12:55 ~ 13:05
掃除	13:05 ~ 13:20
学びタイム	13:20 ~ 13:30
休憩	13:30 ~ 13:50
5時間目	13:50 ~ 14:35
休憩	14:35 ~ 14:45
6時間目 (クラブ・委員会活動)	14:45 ~ 15:30
完全下校	3月~9月 17:00 10月~2月 16:30

《 水曜日の暮らし 》

登校	8:00 ~ 8:20
児童集会(月) 朝の会	8:30 ~ 8:45
1時間目	8:45 ~ 9:30
休憩	9:30 ~ 9:40
2時間目	9:40 ~ 10:25
休憩	10:25 ~ 10:45
3時間目	10:45 ~ 11:30
休憩	11:30 ~ 11:40
4時間目	11:40 ~ 12:25
給食準備	12:25 ~ 12:35
昼食	12:35 ~ 12:55
給食片付け	12:55 ~ 13:05
掃除	13:05 ~ 13:10
学びタイム	
休憩	13:10 ~ 13:30
5時間目	13:30 ~ 14:15
休憩	14:15 ~ 14:25
6時間目 (クラブ・委員会活動)	14:25 ~ 15:10
完全下校	3月~9月 17:00 10月~2月 16:30

《 特別時程 》

登校	8:00 ~ 8:20
児童集会(月) 朝の会	8:30 ~ 8:45
1時間目	8:45 ~ 9:25
休憩	9:25 ~ 9:35
2時間目	9:35 ~ 10:15
休憩	10:15 ~ 10:35
3時間目	10:35 ~ 11:15
休憩	11:15 ~ 11:25
4時間目	11:25 ~ 12:05
給食準備	12:05 ~ 12:15
昼食	12:15 ~ 12:35
給食片付け	12:35 ~ 12:45
掃除	12:45 ~ 13:00
学びタイム	
休憩	13:00 ~ 13:20
5時間目	13:20 ~ 14:05
休憩	14:05 ~ 14:15
6時間目	14:15 ~ 15:00
完全下校	3月~9月 17:00 10月~2月 16:30

各曜日の授業時数（令和5年度の基本的な授業時数です。年度により変更する場合があります。）

学年	月	火	水	木	金
1年	5				
2年	5	5	5	6	5
3年	6	6	5	6	5
4年	6	6	5+クラブ	6	6
5年	6（水曜日は5+クラブ・委員会）				
6年	6（水曜日は5+クラブ・委員会）				

学校生活について

1. 登下校について

- ・ 登校時刻 8：00～8：20の間
8：25までに朝の用意をすませ、席に座っておけるように登校しましょう。
- ・ 下校時刻 5：00（3月～9月） 4：30（10月～2月）
（学年、または学校行事やクラブ活動等により、多少変動することがあります。）
- ・ 学校への出入り 東門を使います
- ・ 登校時間を過ぎて登校した場合
正門（北門・電子錠）より、インターホンで職員室に知らせてから、正門横の通用門を使います。

2. 校内生活のきまり

- ・ 授業の始まりのチャイムがなったら、学習が始められるようにしておきましょう。
- ・ 持ち物には全て名前を書きましょう。
- ・ 学習に必要な無い物は持ってこないようにしましょう。
（*家からボールは、持ってきません。）
- ・ 廊下や階段では、走りません。
- ・ 校舎を出たら、外靴であそびましょう。
- ・ 赤いコーンの立っている時は、運動場は使えません。
- ・ セメント部分・駐車場・希望の丘（プリン山）・校舎の裏などでは遊んではいけません。
- ・ 砂場でドッジボールはしません。
- ・ サッカーボールを使用するときは、まわりに気をつけて遊びましょう。
- ・ 遊具は、低学年のお友だちにゆずってあげましょう。
- ・ 学校で、お菓子を食べたり、ジュースを飲んだりしてはいけません。（放課後・休日も）
- ・ 特別教室・体育館は、先生の許可をとって使いましょう。
- ・ 校舎内では、ボールや一輪車などを使って遊んではいけません。



3. その他

- ・ 子どもだけで、お店やゲームセンター、校区外へは行きません。



保護者の皆様へ

- ・ 東門は、原則として登下校時以外は閉門（施錠）しています。東門が閉まっている時は、正門（北側）へお回りください。（通用門はオートロックになっていますので、インターホンでお知らせください。）
- ・ 来校される場合は、お配りしている PTA 名札を必ず着用してください。
- ・ 欠席の連絡は、スクリレでお知らせください。
体育の見学などの連絡は、スクリレや連絡帳でお知らせください。
- ・ 児童が早退する時は、学校（教室）に迎えにきていただき、保護者と一緒に下校してください。

服装・持ち物などについて

入学後初期の指導においては、学習用具等を同一のものにしておくと、指導上、また児童にとってもわかりやすいので、ノート等学校で一括購入する場合があります。ご理解・ご協力いただきますよう、お願いします。また、使い終わって新しいノートを購入の際には、基本的には、以前のノートと同じ形式のノートを購入してください。

転入される方は、物品の購入について、学級担任とよく相談してください。
持ち物・衣服には、必ず名前を書いてください。（1年生はひらがなで）

① 通学の服装

通学の服装・帽子に、規定はありません。健康上の理由などを考え、お子様に合わせたもので、自分で着脱できるものをご用意ください。また、暑さ・寒さにも個人差がありますので、パーカーやカーディガンなどの上着で調節ができるようにしてください。基本的には、ジャンパーやコートは、室内では脱ぐよう指導します。

体育等で着脱の機会がありますので、肌着や靴下にも名前（ひらがな）を書いてください。

② 通学用カバン

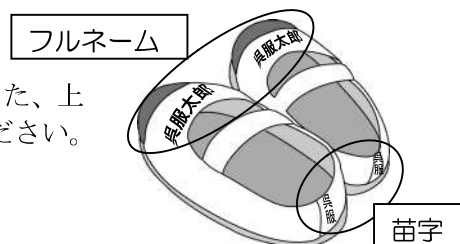
特に指定はありませんが、安全・健康面から、ランドセルやリュックサックのような、両肩へ均等に重さのかかる物をご準備ください。

③ 上ぐつ・上ぐつ袋

着脱が容易な、歩きやすいものを各自ご準備ください。また、上靴は金曜日に持ち帰りますので、次の月曜日に持たせてください。

上ぐつには、2ヵ所に記名をお願いします。

上ぐつが入る袋のご用意もお願いします。



④ 体操服・体操帽

体操服は、男女ともトレーニングシャツ（半袖）・ショートパンツ・体操帽（赤白帽）です。参観日等に、1階玄関付近で販売する予定です。（次ページに、販売店の情報を載せています。）

新しい体操服を購入されるまでは、幼稚園や保育園で使っていた体操服（転入生の方は前の学校の体操服）を使用することがありますので、すぐ処分せずに持っていてください。

⑤ 体操服入れ

体操服上下と赤白帽が入り、また、ぬいだ服を入れられるような大きさの袋等をご用意ください。ひもが長すぎると、床についてしまうことがあります。（ろう下のフックから床までは、110 cm程度です。）

⑥ 体育館シューズ・シューズ入れ

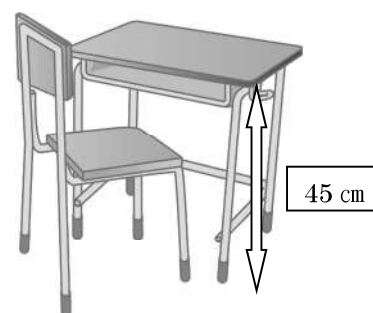
体育館で使用します。上ぐつとは別の、運動しやすいものをご準備ください。下げヒモのついた袋に入れてください。

⑦ 水泳の用具

水着・帽子・バスタオル・ビーチサンダルなどです。詳細は、水泳開始前にお知らせします。水着につきましても、参観日に業者による販売を予定しています。

⑧ 給食セット

ナフキン（40 cm×60 cm以内のもの）・コップ（プラスチック）・歯ブラシ・おはし・マスクと、それらが入る大きさの袋をご準備ください。ひもが長すぎると、床についてしまうことがあります。（机のフックから床までは、45 cm程度です。）



⑨ 給食エプロン・給食帽・給食袋（エプロン用）

1年生は、給食時に全員がエプロン・給食帽を着用しています。給食帽は学校で一斉に購入しますが、エプロン・エプロンを入れる袋（給食袋）は各自でご用意ください。

⑨ 学習用具

○筆箱

無地でシンプルなもの。缶ペンケース・ファスナー式鉛筆入れは、1年生にとっては扱いづらいです。

○鉛筆

2B 程度で六角形や三角形のもの。円筒状のものは転がりやすいので避けた方がよいと思います。

○赤鉛筆

六角形のもの。円筒状のものは転がりやすいので避けた方がよいと思います。

○消しゴム

消しやすく崩れにくいシンプルなもの。おもちゃのような消しゴムは、「学習に不必要な物」として指導しています。

○下敷

無地でシンプルなもの。

●はさみ

工作などでも使用するので、のりがついても切れ味が落ちないもの。

●色鉛筆（12色程度）

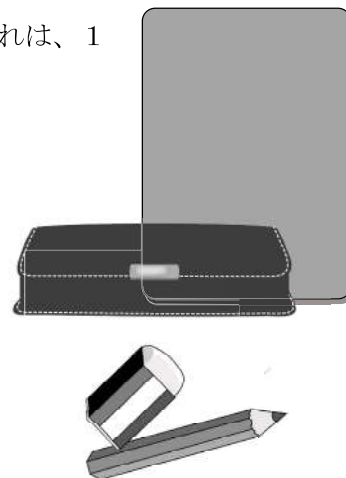
1本ずつすべてに名前を記入してください。ケースの幅が広すぎると、机の道具箱に入らないことがあります。

●オイルパステル（16色程度 クレヨン不可、“ずこうクレヨン”は可）

1本ずつすべてに名前を記入してください。代表的なものとして、ぺんてるの『ずこうクレヨン』としてサクラの『クレパス』があります。描画の際は、『ずこうクレヨン』、またはサクラの『クレパス』を使います。他製品は上記の製品と異なり、描画入門には適しません。

●粘土・粘土ケース

●工作マット



●はさみ ●色鉛筆 ●オイルパステル ●粘土・粘土ケース ●工作マット につきましては、推奨品があります。本日配布の申込封筒の希望の品に○をつけて学校までご提出ください。3月7日(金)までにいただければ、入学式当日にお渡しできます。

新1年生は、のり・直定規・書き方鉛筆・ノート類・連絡帳・連絡ケース・給食帽、道具箱等を、学年で一括購入します。名札は、PTAからのお祝い品です。1年生の間使います。

⑩ その他ご準備いただくもの（※学年だよりでお知らせします。）

○ぞうきん

○ボックスティッシュ

○鍵盤ハーモニカ（4月の参観日に販売の予定です。）

◇ 体操服上下・体操帽・水着の取扱店

マロニエ<水曜日定休>（池田市城南3丁目 6-18 TEL 751-8770）

参観日等に合わせて販売があります。

◇ 体育館シューズ・シューズ袋・給食エプロンの取扱店

北田呉服用品店<火曜日定休>（池田市栄町 10-10 TEL 753-0123）

※ ここで紹介しているグッズは、子どもたちの学校生活が円滑にいくためのものです。入学後、学用品等で新たに必要なものがあつた場合は、おたより等でお知らせします。

新1年生 入学までに

— 集団生活ができるように準備しましょう —

生活について

- ① 規則正しい生活習慣を身につけましょう。
(まず、起床・就寝時刻を決めておきましょう)
- ② 自分のことは自分でできるようにしましょう。
(洗面・用便・衣服の着脱など。和式トイレの使用も)
- ③ はきはきと返事やあいさつができ、困ったときは言えるようにしましょう。
- ④ 自分の名前・住所・電話番号・学校名が言えるようにしましょう。
- ⑤ 好き嫌い無く、できるだけ決められた時間内(約20分間)に食事ができるようにしておきましょう。



交通の決まりを守ること

- ① 右側(歩道)通行をしましょう。
- ② 信号を守りましょう。
- ③ 横断歩道や交差点などでは、安全を確かめて正しく渡りましょう。
特に、曲がり角や見通しの悪い場所では、一時停止し、右・左・右の安全確認をしてから歩行する習慣を身につけましょう。
- ④ 入学までに、学校への通学路の確認のため、保護者同伴で歩き、注意を要する場所や交通マナーをご指導ください。
- ⑤ 登校は、8:00~8:20の間を目安に学校に入るようにしましょう。
早過ぎず、遅過ぎないようにご指導ください。

健康について

- ① 就学時健康診断などの結果、各科で治療が必要であると通知された場合は、入学までに治療を済ませましょう。
- ② 自分の体や身の回りのことに興味を持たせ、鼻汁・爪・手足の汚れ・うがいなど、自分で処理できる習慣を身につけましょう。
- ③ 早寝・早起き・朝食をとる・排便をするなど生活のリズムを整えましょう。

新1年生の保護者の方へ

登下校について

- ◇集団登校は行っていないので、ご近所の上級生や友だちなどと、複数で登校するようにしてください。
- ◇下校時は、同学年のご近所の友だちと一緒に、通学路を歩いて下校します。入学後しばらくの間は、地区毎にグループで下校します。途中まで担任等が下校指導します。下校時刻の詳細につきましては、学年だよりをご覧ください。
- ◇通学路は、必ず守るように、ご家庭でもご指導ください。
- ◇緊急時の登下校については、12ページをご覧ください。

給食について

- ◇1年生の給食は、4月下旬から、始まります。
- ◇ナフキンの用意など、給食に関する持ち物については、後日連絡します。
- ◇「食物アレルギー」により給食を喫食できない場合は申し出で、除去給食（卵類の除去）の用意ができます。パン・牛乳のアレルギーも申し出で、除去することができます（代替品はありません）。学校給食センターからのお知らせプリントをご参照ください。

○留守家庭児童会「なかよし会」について

「なかよし会」教室は西校舎1階にあります。入会を希望される方は、指導員から説明を受けてください。 ※24ページをご覧ください。



入学について

ようこそ呉服小学校へ 新入生のみなさん、保護者のみなさまへ

入学式までに提出していただくもの

提出期限：R7.3.7（金）まで

● 「預金口座振替依頼書」

呉服小学校では、毎月のいろいろな費用（給食費・学年費・積立金・PTA 会費などの諸費）を池田泉州銀行池田営業部にて口座振替により集めています。

池田泉州銀行の口座番号等記入の上、銀行にて確認印をもらい、2 ページ目の学校控えをご提出ください（1 ページ目は金融機関にて回収。3 ページ目はご本人控え）。

なお本書類は中学校入学時に池田中学校へ引き継ぎますので、ご了承くださいませようをお願い致します（池田中学校以外へ進学する場合は引き継ぎません）。

● 「児童家庭環境調査票」

6 年間使用し、必要に応じて加筆・修正しますので、鉛筆でご記入ください。

お子さまのご家庭の状況、健康上の留意点などを十分に把握し、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。

児童家庭環境調査票の中の「緊急時・家庭不在時の連絡先」は、必ずご記入ください。兄弟・姉妹関係の学年は4 月以降の新学年をご記入ください。

● 「児童保健調査票」

お子さまのかかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状況などについてご記入ください。なお、この調査票は、プライバシー保護のため厳重に学校で保管します。

● その他の提出物

- ・「心臓検診調査票」
- ・「学校給食申込書」
- ・「お名前のゴム印について」

入 学 式 4 月 8 日(月)



- ・ 開式（9 時 3 0 分）の 15 分前までに受付をすませてください。
- ・ 東門で、学級別名簿をお渡ししますので、お子さまの学級をご確認ください。
- ・ 受付は、児童玄関前で行います。そこで、「**就学通知書**」を提出してください。
- ・ 入学式当日、やむなく欠席（遅刻）される場合は、わかり次第速やかに学校へご連絡ください。
- ・ 入学祝品、教科書などをお渡ししますので、ランドセルや適当な袋などをご用意ください。
- ・ 式後、組別で児童の記念撮影をしますので、ご予定ください。
- ・ 入学式当日に限り、土足のまま校内を移動して頂きますので上履き等は不要です。

緊急時の登下校について ―台風や地震などがおこったとき―

大雨、台風や地震等による非常変災が予想される場合、子どもたちの安全確保のため、下記のように対処しますので十分ご留意いただき、ご協力をお願いいたします。

子どもの登校前に、「池田市」に「特別警報」や「暴風警報」・「土砂災害警戒情報」が発表されている場合（※「大雨警報」・「洪水警報」は含みません）

- ① 午前7時までに解除された場合、通常どおり登校させてください。
- ② 午前7時～午前9時までに解除された場合、安全に十分注意しながら登校させてください。
- ③ 午前9時までに解除されなかった場合、臨時休業となります。
※「北大阪」が警報中と報道されても、「池田市」には警報が出ていない場合がありますので、ご注意ください。

子どもの登校後に、「池田市」に「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

子どもたちの安全確保のために、一斉下校させたり、学校に待機させたりする場合があります。一斉下校後の安全やお留守の際の対処の仕方については、ご家庭でも日頃より話し合っておいてください。

大地震（震度「5弱」以上または「危険」なとき）が発生した場合

- ① 登校前に発生した場合、臨時休業といたします。
- ② 登校後に発生した場合、臨時休業としますので、保護者の学校までのお迎えをお願いします。保護者が学校に来られるまでお子様を預かり、保護者へ直接引き渡しいたします。学校からのメール配信が不能な場合も考えられますので、メール配信等がなくても上記の対応を取りますのでお願いします。
- ③ 登下校中に大きな揺れを感じた場合は、自宅にごく近くで、かつ保護者が在宅の場合を除き、学校に避難する。登下校中の避難については、学校に行く（戻る）ことを原則としますが、ご家庭でもお子様との話し合いをお願いします。
- ④ 学校への電話での個別のお問い合わせは、電話が話し中の連続となり、学校からの緊急連絡ができなくなりますので、特別な場合を除きご遠慮ください。
- ⑤ 学校の授業再開については、スクリレ等の連絡と池田市 HP でお伝えします。

転出入について

転校される方へ

転学手続き（引越しされるときなど）

転校（転出）の手続きは次のようになります。諸費の精算等もありますので、早めに学級担任へお知らせください。

市内で住所が変わられる場合、中学校区が同じでも、小学校区が変わって転校になる場合がありますので、よく確認してください。

- ① **池田市役所 1 階総合窓口課** で住民異動（転出）の届けを出し、転学の手続きをします。

- ・ 市外の市町村へ転居されるときは住民異動届の受付は、転居日の2週間前から可能です。市内での転居は異なりますので、総合窓口課へお問い合わせください。

※ TEL 池田市役所（代表）7 5 2－1 1 1 1

- ・ 届けをされると「転出証明書」と「就学及び異動通知書」が発行されます。
- ・ 「転出証明書」は転出先の市町村へ提出してください。
- ・ 「就学及び異動通知書」は呉服小学校へ提出してください。

- ② **呉服小学校** で転校（転出）手続きをします。

- ・ 発行された「就学及び異動通知書」を提出してください。
 - ・ 本校では、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行します。「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」は、転出先の学校へ提出するものです。市町村によっては、教育委員会へ提出するところもあります。
- （※）手続きをされる日は、あらかじめ予定日を担任のほうに伝えておいてください。

- ③ **転出先の市町村の役所** で住民異動（転入）の手続きをします。

- ・ 池田市役所で発行された「転出証明書」を提出します。
- ・ 窓口では、通学する学校を指定されるか、または教育委員会へ行くよう指示されます。教育委員会へ行くよう指示された場合は、教育委員会で通学する学校を指定します。



- ④ 転出先学校 で転入学の手続きをします。
- ・ 呉服小学校で発行した「**在学証明書**」と「**教科用図書給与証明書**」を提出してください。

転入される方へ



転入時に呉服小学校に提出するもの

- 「**就学及び異動通知書**」・・・市外・市内とも転入の場合は池田市役所総合窓口課で発行します。
- 「**教科用図書給与証明書**」・・・前の学校で発行されたものです。
- 「**在学証明書**」・・・前の学校で発行されたものです。
 - ※ 前の学校から氏名印（ゴム印）など、預かったものなどがありましたら提出してください。
- 本校からお渡しする以下の書類も早めに提出してください。
 - ・ 「**児童家庭環境調査票**」
 - ・ 「**児童引渡しカード**」
 - ・ 「**児童保健調査票**」
 - ・ 「**学校給食申込書**」
 - ・ 「**預金口座振替依頼書**」
 - ・ 「**個人情報の取扱いについて**」

《 本校からお渡しする
その他の書類・資料等 》

- ・ 呉服小ナビ（本書）
- ・ 就学援助制度のお知らせ
- ・ 健康のしおり
- ・ 入校証
- ・ 学校給食の食物アレルギー除去食について

等々



学校で必要な経費

本校では、教育活動に必要な経費はできるだけ学校の予算（公費）でまかなうように努めています。しかし、学校教育にかかる費用のうち、教材費の一部、給食費、学級活動費宿泊行事費およびPTA会費については、学校納入金として保護者の皆様にご負担をお願いしています。

①【振替予定金額（基本）】

取扱い銀行～池田泉州銀行池田営業部(Tel072-753-3737)

	4・5月 (※1)	6月	7月 (※2)	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月 (※3)
振替日	5/15 (木)	6/9 (月)	7/9 (水)	9/9 (火)	10/9 (木)	11/10 (月)	12/9 (火)	1/9 (金)	2/9 (月)
1年	12,330	6,190	6,690	6,190	5,190	5,190	5,190	5,190	9,870
2年	12,370	6,190	6,690	6,190	5,190	5,190	5,190	5,190	10,370
3年	13,070	5,390	5,890	5,390	5,390	5,390	5,390	5,390	10,770
4年	19,370	8,190	8,690	8,190	8,190	8,190	8,190	8,190	16,370
5年	20,170	8,490	8,990	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	16,970
6年	15,370	7,690	8,190	7,690	7,690	7,690	7,690	7,690	15,370

◎上記の金額・日程についてはあくまで予定です。4月に改めて確定した内容をお知らせします。

※1…5月の振替は、4,5月の2か月分（初回振替日は5月15日予定）

※2…7月の振替のうち、PTA会費は7,8月の2か月分

※3…2月の振替は、2,3月の2か月分。ただし、学年費については、3月分で調整しますので、増減することがあります。

*上記の金額には一回につき10円の口座振替手数料が含まれています。

②【銀行口座振替日】

毎月9日（土日祝日は翌営業日）

9日振替不能の場合のみ再振替（25日）になります。（12月分の再振替日は19日を予定）

③【諸費内訳】

給食費・学年費・積立金(4年,5年)・PTA会費

・給食費

1か月3,680円（新1年生の4月分は、2,140円）

・学年費

副教材や実験実習費、校外活動費、鑑賞費、学級活動費の費用にあてます。4・5月分は1年間使用するノート、ファイル等の購入分が加算されていますので毎月の額より多くなっています。6年の学年費にはアルバム代等を含んでいます。

・積立金

5年の自然学舎と6年の修学旅行の宿泊行事の費用にあてます。

4,5年の積立金については、宿泊先の変更や、バスの料金の見直し等で増額になることもありますので、ご了承ください。

・PTA会費

1家庭につき500円をお願いしております（5,7,2月は、2か月分です）
本校に兄弟が在籍している場合は、下の学年で徴収します。



【各学年の振替予定金額の内訳】(PTA会費500円)

《 1 年生 》

	4・5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
振替月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
学 年 費	5,500	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,500
給 食 費	5,820	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	7,360
P T A 会費	1,000	500	1,000	500	500	500	500	500	1,000
(振替手数料)	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	12,330	6,190	6,690	6,190	5,190	5,190	5,190	5,190	9,870

《 2 年生 》

	4・5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
振替月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
学 年 費	4,000	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000
給 食 費	7,360	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	7,360
P T A 会費	1,000	500	1,000	500	500	500	500	500	1,000
(振替手数料)	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	12,370	6,190	6,690	6,190	5,190	5,190	5,190	5,190	10,370

《 3 年生 》

	4・5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
振替月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
学 年 費	4,700	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	2,400
給 食 費	7,360	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	7,360
P T A 会費	1,000	500	1,000	500	500	500	500	500	1,000
(振替手数料)	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	13,070	5,390	5,890	5,390	5,390	5,390	5,390	5,390	10,770

《 4 年生 》

	4・5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
振替月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
学 年 費	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000
積 立 金	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	6,000
給 食 費	7,360	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	7,360
P T A 会費	1,000	500	1,000	500	500	500	500	500	1,000
(振替手数料)	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	19,370	8,190	8,690	8,190	8,190	8,190	8,190	8,190	16,370

《 5 年生 》

	4・5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
振替月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
学 年 費	5,800	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	2,600
積 立 金	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	6,000
給 食 費	7,360	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	7,360
P T A 会費	1,000	500	1,000	500	500	500	500	500	1,000
(振替手数料)	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	20,170	8,490	8,990	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	16,970

《 6 年生 》

	4・5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
振替月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
学 年 費	7,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	7,000
給 食 費	7,360	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	7,360
P T A 会費	1,000	500	1,000	500	500	500	500	500	1,000
(振替手数料)	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	15,370	7,690	8,190	7,690	7,690	7,690	7,690	7,690	15,370

◎上記の金額については、あくまで予定金額です。4月に改めて確定した内容をお知らせします。



就学援助制度

経済的に困っておられ、お子様を小学校へ通わせる上で必要な学用品費等のお金を払うことが困難な家庭に対して池田市教育委員会からの援助があります。

【対象者】

池田市小・中学校に在学しており、生活保護法の適用を受けている、または生活保護世帯に準ずる程度に困窮している者。

【援助金の内容】

○学用品費等

認定月により年額を月割りし、学校長口座に振り込みます。

○新入学児童生徒学用品費

1年生の4月認定者のみ、保護者の指定口座に振り込みます。



○学校給食費等

学校が委任を受けて請求・精算を行うので、保護者の指定口座には振り込まれません。

- ・学校給食費・・・・・・・・費用実費
- ・修学旅行費・・・・・・・・費用実費
- ・宿泊を伴う校外活動費・・・費用実費
(自然学舎)



○医療費

就学援助が認められた場合、医療券（医療費補助）の制度があります。特定の病気（トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・膿かしん・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病など学校病に限る）で病院を受診する際に限り使うことができます。必ず、受診される前に保健室までご連絡ください。

【申請方法】

原則電子申請（池田市教育委員会学務課のホームページに掲載）

【認定】

5月31日までに申請のあったものは4月1日認定とします。

6月1日以降の申請は申請月の1日認定とします。

※新入学学用品費のみ入学前早期支給をご利用いただけます。希望される方は池田市教育委員会学務課へご相談ください。

※転入学者が転入月に申請した場合は転入学日で認定。

【その他】

毎年度、申請に基づき池田市教育委員会が審査を行い、認定の可否を決定します。

【問合せ窓口】

池田市教育委員会 学務課・・・市役所5階

TEL 072-754-6291

★詳細は池田市教育委員会 学務課のHPよりご確認ください。

HP



呉服小の教育活動

小学校をはじめとして、中学校や高等学校あるいは支援学校での教育内容（教育課程）を編成するときの基準の役割を果たしているのが、「学習指導要領」とよばれるものです。文部科学省が定めています。

そこには教育課程の構成として国語・算数・道徳などの各教科、特別活動・総合的な学習の時間が定められ、それぞれの目標や各学年での内容の取り扱いが示されています。

「学習指導要領」は約10年毎に変更されることが多く、1968年・1977年・1989年・1998年・2008年に改訂されてきました。そして最近では2016年に改訂され、新しい学習指導要領が全面実施されました。その中で、英語教育・道徳教育・「主体的・対話的で深い学び」の充実が求められています。

呉服小学校では、現在、第1学年～第2学年で年間15時間、第3・第4学年で年間35時間（週1時間）の外国語活動、第5・6学年で年間70時間（週2時間）の外国語の授業を行っています。

また、ひと学級の人数を35人以下とする「35人学級編成」は、平成23年4月の「義務標準法」の改正を受け、1年生は国基準で、2年生は大阪府の施策として、3・4年生は池田市の施策として実施されています。

教育研究活動

今、社会は急激に変容しています。少子化・高齢化・高度情報化・国際化が急速に進行し、環境や経済なども激しく変化しています。将来を担う子どもたちの健全な育成をめざす学校教育の場においても、変化する教育課題に対応した改善策・充実策が必要です。

そのため、国・大阪府の段階で、様々な教育施策が打ち出されるとともに、池田市においても、英語活動やプログラミング教育、キャリア教育をはじめとして、体験活動の充実、小中一貫教育の推進など、各学校においても、豊かな人間性の育成・確かな学力の定着・たくましい体力の育成などを通して「生きる力」を育むため、常に様々な教育分野の実践的な研究や研修を行うとともに、各校独自にテーマを定め、数年間に渡って重点的な研究を行っています。

令和6年度 本校の研究テーマ

「豊かな学びをつくる」

『主体的に学ぶ姿勢を育てる授業づくり～深まる思考・つながる子どもたち～』

本校は、これまで、「豊かな学びをつくる」をテーマに研究を進めてきました。国語科を中心に授業研究に取り組み、児童が対話を通して、主体的に学べる授業づくりについて研究を進めています。発問や課題設定などのアプローチの仕方を工夫することで、児童が学習を“自分ごと”として捉え、思わず考えたくなる・対話したくなるようにし、それらを交流する中で児童同士がつながり、学びを深めていけるようにしています。また、一人1台のタブレットを効果的に使用することで、個別学習と協働学習の両方を大切にしたい授業を心がけています。

さらに、人権教育、国際理解教育の授業研究を中心として、児童の豊かな心を育み、児童ひとりひとりが安心して過ごせる集団づくり・学校づくりを実現していけるよう、授業改善及び指導法の工夫に取り組んでいます。

くすのき学級（支援学級）

支援学級は配慮や支援を必要とする児童のための学級です。一人ひとりの子どもの実態に応じて、指導内容や指導方法を工夫し、学習する場を設定しています。また、共に育つ仲間として、共に生きる力を高めあうことを目標として取り組んでいます。

本校では、子どもの教育的ニーズに対応した配慮や指導・支援を充実させるための取り組み（特別支援教育）を進めています。お子さまのことについて気になることがありましたら、学級担任または支援教育コーディネーターにご相談ください。

通級指導教室

「通級指導教室（＝通級）」は、就学前・小学校・中学校の通常の学級に在籍している子どもに、教育的ニーズに応じた指導を、週1回、1時間程度行うための教室です。いつもは通常の学級で生活していますが、そこでのさまざまな学習や活動を円滑に行うための、通級は言ってみれば練習場所のようなところです。子どもの観察や検査などに基づいて作成した指導計画をもとに、担任・関係機関等と連携しながら、学習・支援を進めています。

指導については、一人ひとりの子どもの状態を把握し、ことばやコミュニケーション、学習、行動面等の専門的な指導を行います。保護者の方にもその内容についてご理解いただきながら、子どもが学校で自信を持って生活できるよう指導することを大きなねらいとしています。

お子さまのことについて気になることがありましたら、学級担任または支援教育コーディネーターにご相談ください。通級指導教室への入級は随時可能です。

児童活動

学校生活をよりよくしていくための子どもたちによる活動が特別活動です。子どもたちの自主的・実践的な態度を育て、学校生活を活発にするためにあります。大きく分けて、全児童が係わる「**児童会活動**」、5・6年生が行う「**委員会活動**」、4～6年生が行う「**クラブ活動**」、各学級で行う「**学級活動**」があります。

○ 児童会活動

児童が中心となって、全児童に係わる活動を計画、運営しています。児童会行事や募金活動等を行っています。

○ 委員会活動

学校内の様々な仕事を分担することで所属感を深め、責任感や自主性を育成する活動です。

- ・ 計画委員会・・・児童が行う活動の計画・運営を行ったり、6年生を送る会などの司会進行を行ったりしています。
- ・ 集会委員会・・・月1回の全校集会の司会進行やゲーム・クイズなどの集会活動を行います。
- ・ 掲示委員会・・・校内の掲示板を利用し、ポスターなどの情報や各学年児童の作品を掲示します。
- ・ 体育整備委員会・・・体育備品類や掃除道具の点検・整備と、運動会の競技ルールの説明などをします。
- ・ 放送委員会・・・全校集会時・20分休み・給食時の放送などをします。
- ・ 図書委員会・・・本の貸出・返却の係りや、本に興味を持ってもらうための「図書館まつり」を計画・実施します。
- ・ 保健委員会・・・健康を守り増進させるため、ポスターなどを作成します。
- ・ 給食委員会・・・毎日の献立の放送をしています。

○ クラブ活動

共通の趣味や関心を持つ者が集まって活動することにより、個性を伸ばし、集団の一員として協力し、自主的・実践的な態度を育てることをねらいとしています。

4年生以上の児童を対象に、月1回程度、水曜日の6時間目に行っています。

令和5年度のクラブは、次のとおりです。

卓球、家庭科・農園、合唱、イラスト・タブレット、読書、バスケットボール、球技、世界の遊び・将棋・オセロ、ネット型スポーツ

<特別クラブ> 吹奏楽

○ 学級活動

週に1時間あります。学級での課題についての話し合い活動や、集会活動を行う時間です。

吹奏楽部のあゆみと対外活動実績

昭和 22 年 12 月	合唱コンクール入賞を受け吹奏楽団創設
29 年 8 月	大阪市音楽団吹奏楽講習会参加 (以降昭和 40 年度まで参加)
30 年 11 月	全関西吹奏楽コンクール初出場
31 年 12 月	全日本吹奏楽コンクール特別招待演奏
34 年 3 月	卒業団員送別演奏会開催 (以降毎年開催)
36 年 4 月	第 1 回春の吹奏楽 (現 3000 人の吹奏楽) 出場 (以降 令和 5 年まで毎年出場)
37 年 1 月	第 1 回アマチュアトップコンサート出演 (以降 平成 25 年まで毎年出演)
43 年 6 月	音楽堂 (現 池田市立くれは音楽堂) 完工祝賀演奏
43 年 12 月	関西アンサンブルコンテスト出場 (以降 昭和 60 年まで出場)
45 年 3 月	日本万国博覧会開会式典出演
46 年 3 月	池田市マーチングフェスティバル (現 子どものフェスティバル) 出演 (以降 毎年出演)
50 年 12 月	日本アマチュア音楽祭関西大会出演
53 年 3 月	神田小学校転出児童とのお別れ会
57 年 11 月	第 1 回 全日本小学校バンドフェスティバル出演 (以降 7 年連続出演)
平成 2 年 7 月	国際花と緑の博覧会マジカルクロスパレード出演
9 年 8 月	全日本マーチングフェスティバル小学校バンドの部 関西大会出演
9 年 10 月	なみはや国体卓球会場オープニングセレモニー出演
11 年 3 月	吹奏楽部創設 50 周年記念演奏会開催
20 年 12 月	松平正守先生 追悼コンサート
22 年 7 月	シンガポール青少年祭 (吹奏楽部門) 出演
22 年 11 月	全日本小学校バンドフェスティバル出演 (銀賞受賞)
25 年 8 月	関西小学校バンドフェスティバル出演 (金賞受賞)
26 年 11 月	全日本小学校バンドフェスティバル出演 (銀賞受賞)
27 年 11 月	全日本小学校バンドフェスティバル出演 (銀賞受賞)
28 年 11 月	全日本小学校バンドフェスティバル出演 (銀賞受賞)
29 年 9 月	関西小学校バンドフェスティバル出演 (金賞受賞)
30 年 12 月	吹奏楽部創立 70 周年記念演奏会
令和元年 8 月	関西小学生バンドフェスティバル出演 (金賞受賞)
3 年 11 月	全日本小学生バンドフェスティバル出演 (金賞受賞)
4 年 11 月	全日本小学生バンドフェスティバル出演 (金賞受賞)
5 年 9 月	関西小学生バンドフェスティバル出演 (金賞受賞)
5 年 11 月	日本管楽合奏コンテスト全国大会出演 (特別賞受賞)
6 年 9 月	関西小学生バンドフェスティバル出演 (銀賞受賞)
6 年 11 月	日本管楽合奏コンテスト全国大会出演 (最優秀賞受賞)

教科書

教科書は無償給与になっていますが、一度給与された教科書は転出（転入）しても再給与されないことになっています。紛失や破損した場合は、ご家庭で購入していただくことになります。

年度途中で転出（転入）した場合は、前の学校で使っていた教科書と違う教科書のみ無償給与されます。

ただし、年度末に近い時期に転出（転入）した場合、給与されないことがあります。

なお、下記の教科書は学年をまたがって複数年使用します。

給与学年	教科書の種類			発行者	使用期間
1 年	生 活	1・2 年	上・下	光村図書	2 年生まで
	図画工作	1・2 年	上・下	日本文教出版	
3 年	図画工作	3・4 年	上・下	日本文教出版	4 年生まで
	保 健	3・4 年		東 京 書 籍	
	地 図 帳	3・4・5・6 年		帝 国 書 院	6 年生まで
5 年	図画工作	5・6 年	上・下	日本文教出版	6 年生まで
	家 庭	5・6 年		東 京 書 籍	
	保 健	5・6 年		東 京 書 籍	

○ 教科書取扱書店

甲川正文堂 池田市栄町 3-3

TEL 072-751-2518

副読本などについて ○ ○ ○

学校で保管して使用する
ものもあります。

池田市教育委員会より給与されたり、市教育委員会を通じて配布されたりします。

○ 社会科副読本「わたしたちのまち池田」（3・4年で使用、3年当初に給与）

放課後の活動

留守家庭児童会（なかよし会）

仕事や病気などのために、放課後お子さんが家に帰ってきても世話ができないご家庭もあるかと思います。池田市では、そんなご家庭のために保護者にかわって午後5時（延長の場合午後7時）までお子さんの保育をする事業があります。

池田市では、この事業を市役所の地域教育課が市内のそれぞれの小学校に設けられた「留守家庭児童会」で行っています。呉服留守家庭児童会は、西館（新館）1階にあり、「なかよし会」ともよんでいます。

なかよし会に入れるのは、小学校1年生から4年生となっています。保育料は月額6,000円（延長の場合は、9,000円）です。入会を希望される方やもっと詳しく知りたい方は、下記のところにお問い合わせください。

池田市役所 地域教育課	電話 072-754-6610
呉服留守家庭児童会	電話・FAX 072-751-0289

なかよし会は、月曜日から土曜日まで開設しています。学校休業日（春休み・夏休み・冬休み・運動会の代休日など）でも開設しています。

日曜日・祝日・盆・年末年始、その他、学校が緊急を要する一斉下校や集団下校をしたときや暴風等で警報が出たときは開設していません。そして、学級（学年・学校）閉鎖になったときは、該当のクラスのお子さんは利用できません。

呉服キッズランド

少子化やテレビゲームの普及などにより、子どもたちが放課後、近所の子どもたちと外で遊ぶ風景はあまり見られなくなりました。人と触れ合うことの少ない子どもたちが人間関係や社会のルールを自然に身につける環境は昔と比べると少なくなっています。このような状況を踏まえ、文部科学省が「子どもの居場所づくり、地域子ども教室推進事業」を進めました。池田市ではこの事業を引き続き推進し、池田キッズランドとよんで各小学校で行っています。放課後、地域の大人が子どもたちの遊び場を提供し、心身ともに健全に育っていく姿を見守ろうというものです。

実施日	月に数回、水曜日の放課後
実施時刻	14:30～16:00（学校行事によって変更場合があります）
活動内容	運動場での自由遊び（雨天中止）フラフープ、たけうま、フリスビー、キャッチボール、ドッジボールなど
入会手続	特に必要ありません。誰でも参加できます。



池田市立呉服小学校 P T A 規約

令和 6 年 6 月 1 日より実施

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は、池田市立呉服小学校 P T A（以下、この会をいう）と称し、事務局を池田市立呉服小学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は、家庭と学校が協力して、家庭と学校及び地域社会における児童の幸福生活と健全な成長を図るとともに、会員相互の理解と向上を目的とする。

第 3 章 方 針

- 第 3 条 この会は、教育を本旨とする自主独立の団体として、次の方針により活動する。
1. 児童の健全な発達を図るため、家庭と学校との協調をいっそう緊密にする。
 2. 学校の教育環境整備を促進するため、関係当局に十分なる教育予算を要求する。
 3. 児童の教育・安全・福祉のために活動する他の団体及び機関と協力するが、いかなる団体や機関の支配も受けず、又、支持しない。
 4. 学校の人事、その他、管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 4 条 この会の会員は次の通りであり、すべて平等の権利と義務を有する。
1. 本校に在籍する児童の保護者
 2. 本校の教職員

第 5 章 役 員

- 第 5 条 役員は、次の通り定める。
- | | | |
|---------------|-----|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 保護者 |
| 2. 副 会 長 | 2 名 | 保護者 |
| 3. 会 計 | 1 名 | 保護者 |
| 4. 会 計 補 | 1 名 | 教職員 |
| 5. IT 推進&会計監査 | 2 名 | 保護者 |
- 役員任期は 1 年とし再任を妨げない。
一つ以上の役目を兼任するほか、公選による公職の兼任は認めない。又、他校園 P T A の役員の兼任は原則認めない。
ただし、IT 推進&会計監査は、これを一つの役目とみなす。
- 第 6 条 役員に欠損が生じた時は、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残存期間とする。

第 7 条 役員の選出は、次の通りとする。

1. 候補者を定めるため、選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は、運営委員会で構成する。
3. 一般会員中、役員就任の意志あるものは、選考委員会の告示する期間内に選考委員会あてに立候補の意思表示をし、立候補者がいない時は各学級の会員の中から 2 名を推薦し、選考委員会で選出する。
4. 選考委員会は、前号の告示期間経過後、各役員の地位に対し候補者 1 名を選考し、少なくとも総会の 10 日前に会員に通知すること。
5. 候補者を選考の上は、本人の承認を得ておくこと。
6. 役員候補者は、総会で信任を問い、過半数を得た時は信任を得たものとする。
7. 新役員は、順次就任するものとする。

第 8 条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長 この会の代表者として会務を統括し、総会及び運営委員会を招集する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は代理をつとめる。
3. 会計 総会が決定した予算に基づいて全ての金銭の収支を記録し、領収書を保管する。会計簿はいつでも会員の閲覧に供する一方、収支決算を総会にて報告し承認を受ける。
4. 会計補 金銭授受の窓口としての機能を有し、会計の補佐業務を担当する。
5. IT 推進&会計監査 データ管理と情報共有の実施および整備を行う。その年度の会計を監査し、その結果を会員に報告する。

第 6 章 会 計

第 9 条 この会の会計は、会費・事業収入及び寄付金、その他の収入をもってあてる。会費単価を変更する場合は、総会の承認を得て決定する。

第 10 条 会費は、1 か月 1 家庭一律 500 円を負担する。転出入の場合、その月内に 1 日でも在籍している場合は会費負担が発生する。

第 11 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 総 会

第 12 条

1. 総会は、全会員をもって構成される最高決議機関である。
2. 毎年定期総会を年 2 回開く(紙上もしくはウェブ上開催を含む)。
3. 運営委員会が必要と認めたとき、又は、会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合は、会長はいつでも総会を招集しなければならない。
4. 総会は、会員家庭数の 5 分の 1 以上の出席をえて議事を開き、議決は出席会員の過半数による。ただし、ウェブ開催の場合はページを閲覧したユーザー数が会員家庭数の 5 分の 1 以上を超えて、その過半数の承認を得た場合とする。
5. 総会内容についての会員の意思表示は、期日までに書面やサイト上のフォームから連絡が無い場合は、会長に全権を委任し総会の決議に賛同したものとする。
6. 総会は、役員の承認、予算案の審議決定ならびに決算報告の承認、および、その他の重要案件の審議決定を行なう。

第 8 章 委 員 会

第 1 3 条 この会に、下記の委員会をおく。

1. 運営委員会
2. 各種委員会
3. 役員候補者選考委員会

第 1 4 条 運営委員会は、役員・各種委員会の委員長・校長等で構成する。

第 1 5 条 各種委員会は、次の通りとする。

1. 学年委員会
2. 衛生委員会
3. 地域安全委員会
4. 広報委員会
5. 企画委員会

第 1 6 条 各種委員会の委員長の選出は、次の通りとする。

1. 候補者を定めるため、選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は、運営委員会で構成する。
3. 一般会員中、委員長就任の意志あるものは、選考委員会の告示する期間内に、選考委員会あてに立候補の意思表示をし、立候補者がいない時は役員候補者の中から、選考委員会で選出する。
4. 各種委員会の委員長の人数は、学年委員長 2 名、衛生委員長 2 名、地域安全委員長 2 名、広報委員長 2 名、企画委員長 2 名とする。
5. 新委員長は、4 月 1 日から就任するものとする。

第 1 7 条 委員選出は、次の通りとする。

1. 各年度の、学年委員、衛生委員、地域安全委員、広報委員、の人数はそれぞれ学級数を基本とするが、人数の多少の増減を認める。企画委員の人数はその年度ごとで選定し実施する。
2. 各委員は立候補による選出を行い、立候補者がいない時は、委員未経験者より選出する。
3. 各委員会には、教員若干名が所属する。

第 9 章 委 員 会 の 任 務

第 1 8 条 運営委員会は、原則として毎月 1 回開催する。また、必要に応じて会長が随時招集することができ、その任務は、次の通りとする。

1. 予算案の作成、及び予算の執行と決算の審議。
2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する報告書、議案の作成。
4. 全会員から委任された事項を処理する。
5. その他この会の目的達成に必要な事項を審議処理する。

第 1 9 条 各種委員会の任務は、次の通りとする。

1. 学年委員会 各学年の教育活動および P T A 活動を行う。
2. 衛生委員会 児童の保健衛生環境の向上を目的とし、児童の心身の健やかな発達に寄与する。
3. 地域安全委員会 校区や通学路の巡視と地域住民との交流を元に、地域の安全の向上を図る。
4. 広報委員会 P T A 機関紙や各種媒体を通じ、P T A の意義・運営ならびに活動の全般について報道する。
5. 企画委員会 P T A 主催の行事やイベントの企画・運営を行う。

第 2 0 条 校長は、学校管理ならびに、教育上、各委員会に出席して、意見を述べることができる。

第 10 章 規約の改正

- 第 21 条 規約の改正は、総会にて全会員の 3 分の 1 以上の出席者(委任状含む)の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
但し、改正案は総会の 3 日前までに、その内容を全会員に知らせておかねばならない。

第 11 章 細則の制定

- 第 23 条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しないかぎり運営委員会において定める。

以上

池田市立呉服小学校 P T A 慶弔内規

令和 6 年 6 月 1 日より実施

第 1 章 適用範囲

- 第 1 条 本会会員と児童に慶弔事等の事実が生じた場合は、お祝い、弔慰金、見舞金を贈る。但し、その内容等については考慮する事ができる。
- 第 2 条 給付の名義は「池田市立呉服小学校 P T A」とし、給付金の支出科目は「慶弔費」として PTA 会計から拠出する。

第 2 章 慶 事

- 第 3 条 児童及び会員が、国、府またはこれに準ずる機関から教育やスポーツ・文化活動関係（永年勤続や慣例的なものは除く。）で勲章や表彰を受けた場合は、その都度、役員や校長等で協議・調整の上、金品を贈呈し祝意を表する。

第 3 章 弔 意 金

- 第 4 条 会員及び本校在校児童が死亡のときは、その葬祭に制約がある場合（家族葬等）を除き香典 1 万円を給付する。
- 第 5 条 会長や役員が通夜や本葬に出席できない場合は、他の役員が代行する。
- 第 6 条 弔電については、その都度、役員や校長等で協議・調整の上、発信するか否か判断する。
- 第 7 条 上記の規定にないものについては、その都度協議する。

第 4 章 災 害 見 舞 金

- 第 8 条 会員の現住居が火災により全焼など著しく被害を被ったときは、災害見舞金として 1 万円を給付する。ただし、地域全体の災害の場合を除く。

第 5 章 入 院 見 舞 金

- 第 9 条 本校在校生が以下により入院療養したときは、入院見舞金として 5 千円を給付する
- ・ PTA の行事活動中の負傷を原因として入院加療したとき
 - ・ 1 ヶ月以上にわたる傷病による入院

第 6 章 その他

第 10 条 本規定に関する慶弔意については返礼を要しない。慶弔及び見舞いに対する返礼は辞退する。

第 11 条 その他慶弔事項が生じた場合は、臨時運営委員会において、その都度協議する。

付表：改訂履歴

内容	章	改定後	実施日
改訂	省略		平成 31 年 4 月 1 日
改訂	省略		令和元年 5 月 18 日
改訂	省略		令和 4 年 4 月 1 日
改定	7 章	総会は、紙上・ウェブ上での実施を含む	令和 5 年 4 月 1 日
	8 章、9 章	企画委員長の廃止 企画委員会→くれは祭り担当委員に名称変更	
	9 章第 19 条	削除	
改定、 改訂	7 章	総会、ウェブ開催に関する記述を追加	令和 5 年 6 月 16 日
	全体	削除された条番号を整理し、番号の振り直し	
改定	5 章	書記→会計補へ変更 IT 推進委員長を 6 役へ	令和 6 年 4 月 1 日
改定	8、9 章	委員会名の変更、活動内容見直し	令和 6 年 4 月 1 日
改定	6 章 10 条	転出入家庭の会費負担について	令和 6 年 6 月 1 日
制定	慶弔内規	新規制定	令和 6 年 6 月 1 日

呉服小学校いじめ防止基本方針（概要版）

1、基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底する。

本校では、「豊かな心と、自ら学ぶ意欲を育てる」の教育目標のもと、人権尊重の精神を基調として、安全・安心な教育環境のもと社会の変化に対応できる児童の育成をめざして、創造活力に満ちた教育に努めるとともに、特色ある学校づくりをめざして、知、徳、体の調和のとれた教育に努めている。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに呉服小学校いじめ防止基本方針を定める。

2、いじめの定義

（1）いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係をさす。また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

児童はいじめを行ってはならない。

（2）留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も

多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察通報することが必要のものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早急に警察と連携した対応をとる。

3、いじめ防止のための校内組織

(1) 名称 「学校運営委員会」

(2) 構成員は、校長が任命した以下のメンバーを基本とする。

校長・教頭・首席・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・事務・研究2部（授業研究・人権国際理解教育）各部長・指導4部（教務部・生活指導部・文化情報部・健康環境部）（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

(3) 役割

いじめ不登校など、子どもの学校生活の実態を把握し、支援方法や内容を関係者・機関と協働できる道筋を示す。必要に応じ援助チームの組織を設立する。

4、いじめ防止のために取り組むこと

①教職員の共通理解、資質向上について

- ・平素からいじめについての共通理解を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。
- ・障害（発達障害を含む）を持つ児童についての理解を深める。
- ・公開授業を行って互いの授業を参観し合い、教科の観点からだけでなく生活指導観点からも授業を参考にし合うようにする。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていく。

児童が目的を持った学校生活を送り、学級集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく。

③子ども理解

いじめを行う背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、劣等感や焦りなどが過度なストレスとならないよう、ひとりひとりを大切にしたいわかりやすい授業作りを進めていくこと、学級や学年、クラブ活動での人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

④自己有用感や自己肯定感の育成

他の児童や大人との関わりを通して、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を獲得させる。そのために、学校の教育活動全体を通して、全ての児童が活躍できる機会が持てるようにする。その際、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう、家庭や地域の人々にも協力を求めていく。

⑤児童の主体的な活動の促進

様々な行事を集団づくりや社会性の育成のために位置づけ、年間を通じて交流や体験の機会を計画的に配置し、児童が自ら気づき、学ぶ機会を提供する。児童会等の取組として、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

⑥いじめ防止等に向けた保護者・地域・関係機関との連携

・保護者地域との連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるよう、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、学校、PTA、地域の関係団体がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

・関係機関との連携

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察など外部の専門機関と連携し、問題の解決にあたる。

5、いじめ防止・早期発見の取り組み

①いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。普段から児童との関わりを大切に、信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化に気づくことが大切である。気づいた情報を確実に共有し、情報に基づいて速やかに対応することが、早期発見の基本である。

② 日常の観察

②アンケート調査 年に3回（6月、11月、1月）

③教育相談

児童、保護者、教職員が、抵抗なく相談できる体制を整備する。カウンセラーによる相談、保健室や電話相談窓口について、広く周知する。相談で得た個人情報については、取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

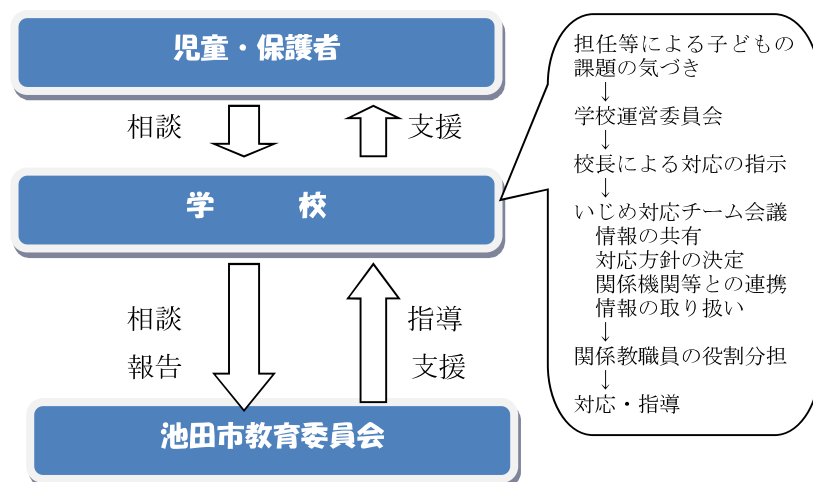
6、いじめに対する措置

いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応する。「いじめ対応チーム」が中心となって関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、児童の人格の成長に主眼をおいた指導をする。近年の事象をみると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な場合がある。いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。また、いじめを受けた児童は、仲間からの励まし、教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

解決までの流れ



7、ネット上（LINE、SNS も含む）のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、まず、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校運営委員会において、対応を協議する。
- ・ 被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ・ 学校における情報モラル教育を進めるとともに、児童および保護者へ、インターネットの情報のやりとりの危険性などを知らせるような啓発活動を行う。

＊いじめ防止基本方針の正規版は、本校ホームページに掲載しておりますので、くわしくは、そちらをご覧ください。

呉服小学校ホームページ <https://ikeda.schoolweb.ne.jp/2710030>

接続環境のないご家庭におかれましては、学校に連絡頂きましたら、印刷物をお渡しいたします。

※学校 HP は、下記の QR コードからもご覧いただけます。



～ 問題発生・・・そんなときは先生にまず相談を ～

学校は集団生活の場です。いろいろな個性を持った友だちや先生と生活する中で、人間関係のあり方を学んでいくことはとても大切なことです。

しかし、時としてうまくいかなかったり、トラブルになったりすることもあります。「いじめ」や「不登校」のような深刻な問題に発展してしまうこともあります。

お子さんの様子から何か気になることがあったら、まず、学校（担任）にご連絡ください。早期に対処し解決するには、アンテナを張りめぐらし、問題発生初期に気付くことが大切です。どのような些細なことでも気軽にご相談ください。

また、月に数回スクールカウンセラーが呉服小学校に派遣されています。担任や保健室の養護教諭が窓口となっておりますので、気軽にご相談ください。

学校でお子さんに起こりうる問題

学校でお子さんに起こりうる問題には、次のようなものがあります。

- * ケガをした・あるいはケガをするようなケンカをした。
- * 誰かからいじめられている・誰かをいじめている。
- * 万引き・喫煙など問題行動を起こしてしまった。
- * 不登校の状態になった・不登校の傾向がみられる。

※ セクシャル・ハラスメントに係わる相談窓口を、本校では養護教諭（保健の先生）・教頭・校長にしています。

学校以外の相談窓口

市内にはいくつかの相談機関があります。一緒になって考え、力になってくれます。困ったら、気軽に相談してみましょう。受け付けている相談内容は機関によって違います。

池田市教育センター

お子さんの発達に関することで、お子さん本人や保護者の方に教育相談をおこなっています。

子どもが

学校に行きたがらない

落ち着きがない

集中力がない

集団になじめない

友だちができない

すぐかっとなる

暴力をふるう

勉強や発達・発育が遅れている

お子さんについての悩みや、あなた自身の子育ての悩みなどで相談したいことがある場合には、教育センターに連絡するのもひとつの方法です。

学校へ行きたがらない場合の登校支援などを行う適応指導教室「ビーンズ」も開設されています。

また、お子さんのいじめ・非行や問題行動などに悩まれているときにも、教育センター（池田市教育委員会）に相談することができます。

池田市教育センター 池田市城山町3番45号

相談日時 月～金 午前9時～午後5時

電話 072-751-4971

その他の相談機関

「池田市教育センター」のほかにも、次のような相談機関があります。

箕面子ども家庭センター（箕面市船場西3丁目8番22号）

電話 072-739-6170

子どもと家庭に関する相談 月～金 午前9時～午後5時30分

大阪府教育センター

さわやかホットライン（保護者専用）電話06-6607-7362

不登校など学校における不適応

家庭における子育て、しつけ

発達の遅れ、障がいのある子どもの生活や学習・指導

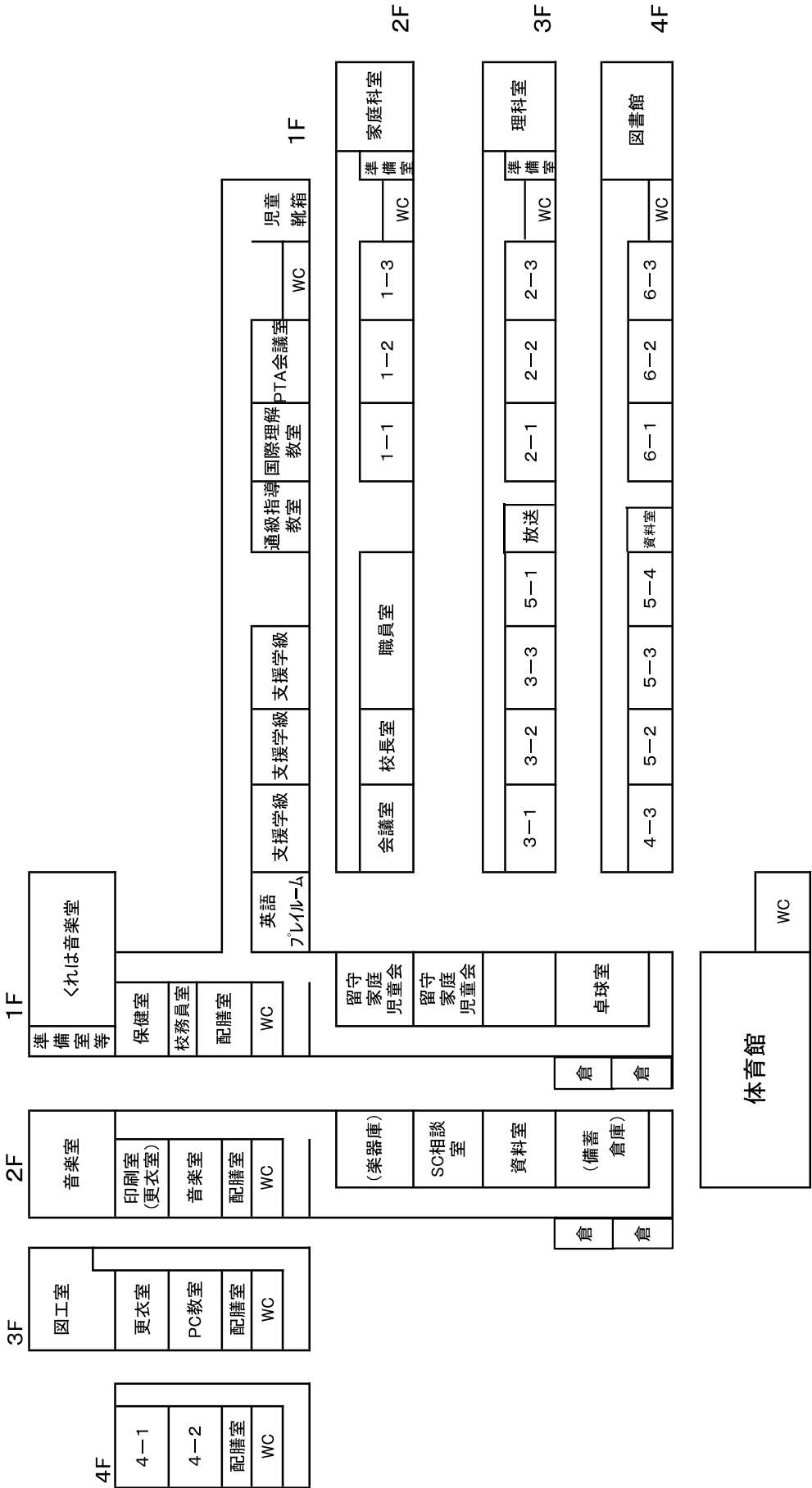
進路や進路変更

学校におけるセクシャル・ハラスメント

学級経営などに関する相談

月～金 午前9時～午後5時30分

2024年度 呉服小学校教室配置図



くれたん

しょうがっこう
は小学校ス
ダート

持ち物

- ・学習に関係のないものは、持ってきてません。(アクセサリー・メイクなどを含む。)
- ・持ち物には、名前を書きます。
- ・シャープペンシルやペンは使いません。
- ・えんぴつは家で使っています。
- ・連絡帳を見て、忘れ物がないようにします。



学習

- ・休み時間には、次の学習の準備をします。
 - ・「チャイム着席」をします。
 - ・イスに深くこしかけ、せすじをのばしてすわります。
 - ・ちようどいい声の大きさに、ていねいな言葉で話します。
- 例「～です。」「～ます。」
- ・話を聞く時はしずかに、最後まで聞きます。
 - ・名前を呼ばれたら、「はい」と返事をします。
 - ・ノートは、学んだことが分かるノートを作ります。
- 学習した日付をかきましょう。
- ・下じきを入れて、ていねいに書きます。直線は定規でひきます。
 - ・宿題は忘れずに出しましよう。

チャイム着席



学校生活

- ・自分からすすんであいさつをします。
- ・校舎内ではジャンパーやネックウオーマーなどの防寒具、帽子をぬぎます。
- ・整理整頓をしましよう。
- ・職員室に入るときは、用件をはっきりと伝えてから入ります。
- ・クラブ以外では、家からバットやラケット、ボールなどは持ってきてきません。
- ・特別教室・体育館（ギヤラリー）は、先生の許可をとって使います。
- ・学校にお菓子やジュースを持って来ません。
- ・掃除中はしずかに取り組み、学習タイムに間に合うようにしましよう。



登校

- ・8時～8時20分の間に、登校しましよう。早く学校に来て運動場では遊びません。
- ・8時30分から全校集会が始まります。8時25分には数列しましよう。それ以外のときは8時25分には教室に着席しましよう。
- ・決まった通学路を通り、登校します。
- ・欠席や遅刻をするときは、保護者の方にスクリシで連絡してもらいます。
- ・学校への出入りは、東門を使います。登校時間を過ぎて登校した場合は、インターホンを押して正門横の通用門から入ります。
- ・自転車に乗って学校へ来ではいけません。
- ・家を出たら、登校途中に忘れ物に気づいても取りに帰れません。
- ・上靴を忘れたときは、外靴をきれいにふいてはき、担任の先生に忘れたことを伝えましよう。

休み時間

- ・廊下や階段では、歩きましよう。廊下や階段では、遊びません。
- ・校舎を出たら、外靴で遊びましよう。
- ・運動場以外では、ボールや一輪車などを使つてはいけません。
- ・コンクリート部分・グリーンベルト・希望の丘（プリン山）・体育館前・校舎の裏などでは遊んではいけません。
- ・赤いコーンが立っている時は、運動場は使えません。
- ・運動場の遊具は、譲り合つて使いましよう。



下校

- ・決まった通学路を通り、寄り道せず下校します。
- ・早退するときは、家の人に迎えにきてもらい、一緒に帰ります。
- ・先生のいない教室に残りません。



放課後の約束

- ・下校時刻は、夏（3月～9月）は5時、冬（10月～2月）は4時30分です。図書館は年間通して4時15分までです。許可なく子どもたちだけで校舎・運動場に残ることはできません。
- ・子どもだけで遠くやお店、ゲームセンターに行きません。必要なお店には入りません。
- ・一度家に帰ってから学校で遊ばないようしましよう。

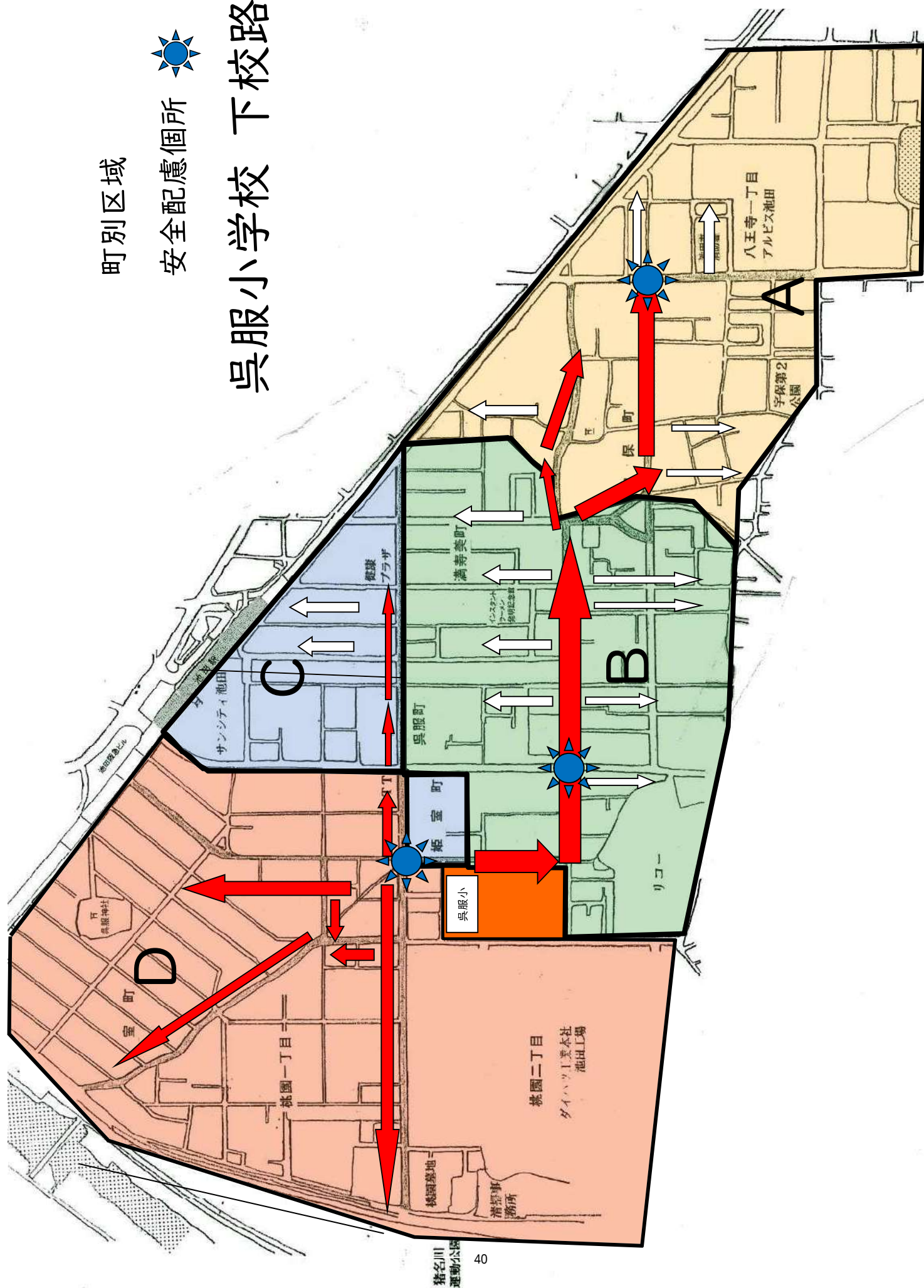
保護者の方へ

- ・携帯電話を持たせるときは、申請書を提出し、校内では使用しないようにさせてください。
- ・欠席や遅刻をする時は、原則、スクリシで連絡してください。
- ・児童が早退する時は、学校に迎えに来ていただき、保護者と一緒に下校してください。
- ・一度家に帰ってから学校で遊んでけがをした場合、保険の対象外になります。

町別区域

安全配慮箇所

呉服小学校 下校路



池田市立呉服小学校 ナビ 令和7年度保存版

令和7年2月発行

所在地 〒563-0046

池田市姫室町10番1号

TEL 072-751-4364

FAX 072-751-8367

<https://ikeda.schoolweb.ne.jp/2710030>

